

日本郵船株式会社 奴隷労働及び人身売買に関する宣明書 2015/16 (仮訳)

この声明は、日本郵船株式会社（「日本郵船」）並びにその子会社である NYK Group Europe Limited 及び NYK Energy Transport (Atlantic) Limited（まとめて「当社」）が、英国の 2015 年現代奴隷法（「現代奴隷法」）第 54 条に基づく現代奴隷労働に関する声明の作成義務のため、2016 年 3 月 31 日までの会計年度における当社の奴隷労働及び人身売買に関する声明として作成したものです。以下では、当社の全てのグループ会社を「日本郵船グループ」と呼びます。

1 日本郵船グループの組織と事業内容

日本郵船グループは、130 年以上前に日本で設立された、グローバルな総合物流企業グループです。日本郵船グループは、海・陸・空にまたがるグローバルな輸送ネットワークを通じて、人々の生活を支えるとともに、個々の貨物を運び、社会の繁栄に貢献しています。

2 当社の奴隷労働及び人身売買に関する方針

日本郵船役員は、法務・フェアトレード推進グループ協力のもと、年に 1 回開催される重要リスク選定の際に、人権及び労働慣行が日本郵船グループの事業リスクの一つであることを認識しています。

日本郵船の行動規準

日本郵船では、非人道的な労働や強制労働を禁止する旨、行動規準に定めています。

日本郵船では、現在行動規準の改定を進めており、人権に関する規定内容についても見直し、2016 年 10 月に発行する予定です。

日本郵船グループ企業行動憲章

日本郵船グループは、日々の業務において「日本郵船グループ企業行動憲章」に則って行動しています。「日本郵船グループ企業行動憲章」では、「諸法令の遵守と人権の尊重」の項目の下、「企業は社会の一員であることを自覚し、正義と公正を旨として、各国の法令の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、地域の善良な文化や習慣、ステークホルダーの関心に配慮し、善良なる社会倫理規範にもとることのない企業活動を遂行します。」と規定しています。

国連グローバルコンパクト

日本郵船グループは安全・確実な「モノ運び」を通じ、世界中の人々の生活を支えることを基本理念としています。

日本郵船は、2006 年に国連グローバルコンパクトに署名し、日本郵船のグループ会社とともにその原則を支持しています。また、2015 年 12 月に国連に対して活動報告書を提出しています。

日本郵船グループにおける国連グローバルコンパクトの推進と人権侵害の調査・対応を目的として、2010 年にグローバルコンパクト推進委員会を設置しました。本委員会は、人事グループ長の下、人事グループ及び広報 CSR グループで構成され、「人権」及び「労働基準」に関する国連グローバルコンパクト原則 1 から 6 に対する取り組みを推進しています。

3 当社事業における奴隷労働や人身売買に関するデューディリジェンス

数年に渡り、日本郵船では経済人コー円卓会議日本委員会、人権ビジネス研究所、ビジネス・人権資料センター、国連「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題」に関するワーキンググループが主催する「ビジネスと人権に関する国際会議 in 東京」に参加しています。さらに、日本郵船

は、2012 年開始の「人権デュー・ディリジェンス・ワークショップ」設立に関与した、ニッポン CSR コンソーシアムの中心メンバーです。

2015 ステークホルダー・エンゲージメント・プログラム

日本郵船は、経済人コー円卓会議日本委員会の主催する 2015 ステークホルダー・エンゲージメント・プログラム（人権デュー・ディリジェンス・ワークショップ）に参加しました。これは同委員会が国連「ビジネスと人権に関する指導原則」が定義する人権デュー・ディリジェンスの企業が関与する人権への負の影響の特定に資する活動と位置づけ、開催されているものです。

本ワークショップでは、NGO/NPO、有識者から提起された人権課題に対して、物流関連の参加他企業とともに具体的懸念事項を深堀りし、NGO/NPO、有識者との対話を経て人権課題を取りまとめました。

複合輸送事業、海上運送業、運輸業（旅客）を含む物流業界の事業及びサプライチェーンにおいて、労働環境や差別、資源、治安、コミュニティへの投資、人身売買といった重要な人権課題を明らかにしています。

2015 ビジネスと人権に関する国際会議

日本郵船は 2015 年 9 月 16 及び 17 日に東京で開催された「2015 ビジネスと人権に関する国際会議」に参加しました。

4 当社事業における奴隷労働や人身売買が発生するリスク評価及び管理

取引先に対する CSR ガイドライン

日本郵船グループは、グローバルな総合物流を展開する企業として、多くのステークホルダーの皆さまに支えられ、安全・確実な「モノ運び」を通じて、お客様のサプライチェーンの一翼を担っています。サプライチェーンにおける法令遵守、公正な取引、信頼構築、安全・安心、環境、人権、労働、腐敗防止に関する課題を把握し解決をはかるため、「取引先に対する CSR ガイドライン」を策定しています。

取引先に対する CSR ガイドラインでは、人権と労働について以下のように記載しています。

- (a) 個人の尊厳を大切にし、性別、年齢、国籍、民族、人種、信条、宗教、社会的身分等の理由による差別的取扱いをしない。
- (b) 安全で衛生的かつ健康的な労働環境を確保する。非人道的な雇用、強制労働は認めない。

日本郵船グループ社員に対して定期的に研修を行い、本ガイドラインの普及に努めています。2016 年 2 月には、国内グループ会社を対象とした担当者連絡会を開催し、サプライチェーン全体における人権や労働問題を取り上げ人権課題への理解促進を図っています

2015 年秋には、CSR と国連グローバルコンパクトに関する 2 つの e ラーニングを実施し、サプライチェーン全体における人権を含む課題について説明しています。

5 奴隷労働と人身売買への対応に関する措置の実効性

当社では奴隷労働及び人身売買の撲滅を目指し、2016 年度も対応を進めていきます。

6 奴隷労働と人身売買に関する研修

日本郵船では、2015年12月の人権週間の際に、社内掲示板に人権課題について掲載し、社員への周知を行っています。さらに、日本郵船及びグループ会社数社の新入社員や日本郵船からの海外赴任者を対象とした人権研修を行っています。

2016年度にさらなる研修を実施します。

本宣言書は、日本郵船株式会社並びにその子会社である NYK Group Europe Limited 及び NYK Energy Transport (Atlantic) Limited の取締役会において承認されました。

日本郵船株式会社

田澤直哉

代表取締役・副社長経営委員

2016年9月

NYK Group Europe Limited

中井拓志

ダイレクター

2016年9月

NYK Energy Transport (Atlantic) Limited

西山博章

マネージング・ダイレクター

2016年9月